

2016年9月28日

集中治療専門医研修施設
責任者 各位

一般社団法人日本集中治療医学会
理事長 西村 匡司
専門医制度・審査委員会
委員長 松田 兼一

集中治療専門医研修施設認定更新申請について（重要）

本学会の施設基準では「日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医が1人以上、専従していること。」が条件となっており、認定に当たっては「集中治療専門医の育成にふさわしい集中治療施設を、集中治療専門医研修施設として認定する。」とあります。

集中治療専門医研修施設で現在この基準（集中治療室専従医一人以上の体制）を満たしていない場合は、下記のとおり2018年3月31日までに構築頂きますようお願い申し上げます。

なお、期限を過ぎましたら更新を厳密に審査しますので、基準に満たない場合は更新不可となることもあります。何卒ご承知置きくださいますようお願い申し上げます。

記

▼集中治療室専従医一人以上の体制とは、

1. 専従医とは病院で定められた勤務時間を集中治療室で従事すること。
2. 専門医が複数いる場合は柱となる専従医を決めること。

▼構築期限

2018年3月31日

以上